

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成27年2月3日(火) 10時00分～12時00分
■場 所	小田急仙台ビル 6階 会議室4
■出席委員	持田委員、永幡委員、遠藤委員、小森委員、松木委員、松八重委員、溝田委員、安井委員 山本委員、横山委員
■欠席委員	風間委員、武山委員、山口委員、山崎委員、山田委員
■事務局	佐藤環境部長、菊地環境対策課長、田中環境都市推進課長、金久保地球温暖化対策係長（代理）、環境調整係
■審議	(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書について (諮問第47号)
■事業者	三菱地所株式会社
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息生育場所に関する事項があれば非公開とする。 →（各委員了承） 議事録署名 小森委員に依頼 →（小森委員了承）
持田会長	それでは審議に入る。
事務局	審議事項1の「(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書」について、事務局から説明をお願いする。 本案件は、平成12年3月8日付で「泉パークタウン住宅開発（第6期）に係る環境影響評価書」の公告が行われたが、長期間事業未着手であったため、本市条例に基づき、当審査会にご意見を伺いながら、平成21年6月22日付で環境影響評価に関する手続の再実施の要請を行った。 本事業の環境影響評価方法書、その要約書及び事前調査書は、1月9日付で提出され、1月19日から1ヶ月縦覧を行っている。説明会は2月4日及び5日に開催する予定であり、意見書の提出期間は3月4日までとなっている。意見書の有無及び内容については、3月の審査会でご報告の予定である。 本案件は、通常と同じように本日を含め3回の審議で答申をいただくことを予定している。方法書の内容については、事業者から説明をお願いする。

事業者	(別冊資料について説明)
持田会長	それでは、ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたい。
小森委員	本事業は、泉パークタウンの第6住区の開発計画ということだが、本事業が泉パークタウンの最後の開発なのか、それとも今後も開発は続くのか。過去からの経緯及び今後の予定について伺いたい。
事業者	泉パークタウンは、当初から全体を6つの住区に区分して計画している。その中で、第1住区から第5住区については40年前から開発を開始して現在に至っている。そして、今回の第6住区は、当社としては泉パークタウン開発計画における最後の宅地造成事業と考えている。
持田会長	第1住区から第5住区に関する環境影響評価については、各住区を別々に実施してきたのか、それとも第1住区から第5住区をまとめて実施したのか、あるいは環境影響評価手続きがなかったのか。
事業者	第1住区から第5住区までは個別に、宮城県の旧環境影響評価要綱に基づきアセスを実施した。第6住区から宮城県の環境影響評価条例の対象となり、その後、今日に至っているという状況である。
横山委員	方法書3-1-100ページによれば、平成12年に調査区内の注目すべき種の分布状況を把握しているにもかかわらず、4-35ページの図の凡例の下に、「注目すべき種の調査地点は設定しない」とわざわざ記載しているのは何故か。
事業者	これは、平成12年当時の調査結果の内容を念頭に置きつつ、今回の調査ルートを踏査していくという趣旨で記載した。
横山委員	方法書3-1-100ページと4-35ページを見比べると、今回の踏査ルートから外れた場所にも注目すべき植物が分布しているように見える。このような記載があると、意図的に注目すべき種の分布している場所を踏査ルートから外したように勘ぐられる。
事業者	そのような意図は全くない。不適切な記載であったので、訂正させて頂きたい。
横山委員	踏査ルートを基本にすることは差支えないが、踏査ルート上だけを調査するという印象を与えるのは好ましくないと思う。踏査ルートを基本として、必要に応じて、例えば、周辺地域の調査を行うという形で記載をしていただいたほうが良い。
事業者	承知した。
持田会長	この平成12年の調査結果は、現時点でどの程度使えるものなのか。
事業者	3-1-100ページの図において、ポイントで示されているものは、確認個体数が少數と思われ、15年経過していることを考えると、現状では消

	失している可能性もある。一方、ある程度の範囲で面的に示されているものについては、まとまった個体数で確認したと思われる所以、残存している可能性は高いと思う。そのような箇所は、調査を行うことを念頭に踏査ルート等を設定した方が良いと考える。
事業者	ご指摘のとおり、4-35ページの記載は誤解を招いたかもしれないが、基本的に平成12年当時の踏査ルートと今回の踏査ルートは大きく変えない予定である。
横山委員	4-35ページの問題の注釈を外していただくのが一番シンプルだと思う。平成12年の調査結果と今回の開発計画を重ね合わせると、造成される場所に生育している種もあり、これらについては何らかの保全対策が必要である。ゆえに意図的に注目すべき種の分布している場所を踏査ルートから外したように勘ぐられる記載は好ましくないと思う。
事業者	承知した。
横山委員	次に、平成12年の調査結果では希少な水生植物も確認されているので、今回、水生植物群落の調査地点を少なくとも1カ所は設定頂きたい。4-35ページの図に開放水面として示されているいわゆるため池の中に、おそらく水生植物が生育している場所があるはずであり、そのような場所を最低1カ所は調査地点に入れて頂きたい。
事業者	はい。
持田会長	ほかに意見はないか。
永幡委員	騒音について2点意見がある。
	まず1点目として、方法書4-14ページの評価方法について、自動車騒音の要請限度を評価基準・目標とするというのは如何なものか。当該要請限度は、現状では環境基準を超えており、少なくともこの基準は超えないでもらいたいという値であるので、そのような値を評価基準・目標とすることはやめていただきたい。
	次に、供用後に、住人が使用する車による騒音の影響についてである。例えば、住人全員が泉中央まで車で行くという話になつたら、供用後に最も騒音影響が大きくなるのは、泉中央になるかもしれない。現状は環境基準を満足している場所が、住人が使用する車によって騒音が増加し、環境基準を超過するような問題が起こってはまずいと思うが、そこまで考えているのか。
事業者	泉パークタウンの他の住区では、自動車をお持ちの方がかなり多いので、自動車交通の影響というのは当然出てくると思う。バスも含めた発生集中交通に伴う周辺の騒音・振動等の影響は、予測評価を行っていく予定にしている。
永幡委員	方法書4-15ページに示されているとおり、道路交通騒音・振動に係る

	調査・予測地点は計画地周辺のみとなっているが、実際の影響はこの範囲外に及ぶ可能性を考えないとまずいのではないかと指摘している。先ほど説明したとおり、例えば、住人全員が泉中央に車で出て行き、その結果、泉中央で環境基準を超えてしまうということになったら、ひどい話である。
事業者	調査地点4や5の幹線道路は、この第6住区の住人が泉中央に向かうときに通るルートと想定しているので、その道路上の代表的な断面として今回調査・予測地点として設定している。
持田会長	永幡委員のご意見は、泉中央駅前での測定までは必要はないと思うが、供用後の住人の自動車交通により、泉中央駅前が渋滞して騒音影響や大気汚染といった環境負荷が生じる恐れはないか予測・評価するべきだということだと思う。泉パークタウンの住人のうち、普段はどれくらいの方が泉中央に車を使って出ているかが分かれば、大体どれくらいの環境負荷が増加するかは推定できると思う。その際に、調査地点5の調査データが参考になると思う
事業者	確かに、計画地の最寄りの駅は泉中央になる。計画地周辺への影響ではなく、計画地からある程度離れた場所への影響もあるのではないかというご指摘か。
永幡委員	泉中央駅前の実際の状況はわからないが、このような場所では、環境基準をぎりぎり満足しているという状況が多く見られる。そこに、本事業によって環境基準を超過してしまうというのは、やはり不幸な出来事だと思う。のような事態は防ぐべきであり、計画上防ぐことができるのであればそうしたほうが良い。せっかく環境影響評価をするのであれば、環境基準と比較した時に本当に問題が生じる場所はどこかという観点で見ないと、評価したことにならないのではないかと思う。
事業者	泉中央駅前の状況の確認等も含めて、検討させていただきたいと思う。
持田会長	他にあるか。 それでは私から、土砂災害対策について2点質問したい。
	1点目の質問は、方法書3-2-72ページの防災関連指定区域図において、計画地内に土石流危険渓流と急傾斜地崩壊危険箇所があることが示されているが、これらに対して事業計画はどのように考えられているかについてである。2点目は、その安全性は、環境影響評価において、おそらく環境影響評価項目としては、土壤環境の地形・地質に該当するものと思われるが、調査・予測・評価するのかということである。
事業者	ご指摘のページの76番と77番が土石流危険渓流、53番と55番が急傾斜地崩壊危険箇所である。これらは、法律上の指定区域ではないが、土石流危険渓流は人家の数、沢の形状等から土石流発生の危険性がある場所として、急傾斜地崩壊危険箇所は高さ5メートル・傾斜30度以上の急傾斜地と

持田会長

して、宮城県が土砂災害危険箇所として公表している。近年、広島等で土石流の被害が発生しているが、宮城県は西日本と比較すると、土石流の原因となる集中豪雨の発生頻度はそれほど多くないと思われ、県内では今までのところ深刻な土石流被害は発生していないと聞いている。今後県内で発生しないということではないのだが、県内約8,000カ所が土砂災害危険箇所として公表されており、その中で計画地内には4か所が位置している。

これらに対する事業計画での位置づけであるが、土石流危険渓流を含め沢については、一部を残し、造成により大部分がなくなる予定である。

環境影響評価については、方法書4-3ページに示すとおり、工事による影響の「切土・盛土・掘削」並びに存在による影響の「改変後の地形」について、「地形・地質」の「土地の安定性」として環境影響評価項目を選定している。具体的には、4-27並びに4-29ページに示すとおり、切土法面の2断面、盛土法面の谷埋め盛土と腹付け盛土のそれぞれ1断面ずつ、計4断面を予測地点として、斜面の安定計算等を行い予測評価する。

今の説明では、自分たちの整備する切盛土が土砂崩れを起こして土砂災害の加害者にならないように配慮するということは分かった。

それとは逆に、上流側からの土砂崩れにより、計画地内が土砂災害を被る恐れはないのか。方法書3-2-72ページによれば、計画地の北側にも土砂災害危険箇所が示されている。

3-2-72ページの75番や79番等についてのご指摘か。

そのとおり。

これらについては、計画地への影響はないと思う。

わかった。

会長のご指摘に関係して質問したい。方法書1-8~9ページに新旧の土地利用計画が示されており、平成12年時の土地利用計画からの変更箇所として、今回新たに尾根伝いに森林を残す計画としている。76番と77番の土石流危険渓流は、この残地森林区域に当たるのではないか。

土石流危険渓流は、沢に当たるため、残地森林には当たらない。

了解した。

森林を伐採する箇所については、防災対策として切土・盛土はやるということだが、森林を残地する箇所については、土砂災害が起きないように何らかの対策が必要ではないのか。防災対策と自然環境を守っていくこととの両立について、考えられていることがあれば教えていただきたい。

現況地形と土地利用計画の関係がわかりづらくて恐縮だが、方法書1-9ページに土地利用計画図を示している。森林を残地する尾根の脇に法面が図示されているが、この法面は尾根の方に向かって上がっている。小段をつく

って切土法面を造成して山にすり付けていくという形になる。がけ崩れ等の対策という点では、先ほどご説明したとおり安定計算を実施することに加え、法面の表面排水の徹底や植生により対応することで現状計画している。一方、中央の区画の右下に、縦に長い公園を示しているが、このあたりが現状では沢になっている。こちらは盛土をしていくエリアである。

もう1つ防災という観点では、左下に示すとおり調整池を設けて、雨水時の洪水調節を行った上で最終的には七北田川に放流する計画である。

全てのお答えにはなっていないかもしれないが、現時点で考えていることとしては説明した次第である。

小森委員 法面は、植生をもう一度戻すのかもしれないが、基本的にコンクリートか何かで覆うという形になるのか。

事業者 コンクリートは使わない。

小森委員 土のままということか。

事業者 そのとおりである。宅内の擁壁は設置するかもしれないが、尾根とすり付ける法面において、大規模な擁壁を設置することは現在計画していない。

小森委員 わかった。

山本委員 専門外のため、間違っていたら教えていただきたい。計画地の近くの高森地区でかつて土地の陥没事故があった。今回の造成工事では、沢などを埋め立てた際に陥没を防ぐための対策を講じるのか。

事業者 高森地区の陥没事故については、本当に住民の方にご心配をおかけしているところである。調査委員会等の調査等により、過去の造成時の防災管等から土砂が流れ陥没した可能性が指摘されており、事故の教訓を今後の造成に生かしていくことを考えている。

住宅造成に当たっては、宅造規制法、宅地防災マニュアル等、最新の規制・基準にのっとって、適切な設計、監理、施工を徹底していく所存である。

山本委員 方法書4-3ページの環境影響評価項目の選定について、供用による影響の「自動車・鉄道等の走行」は、該当項目なしとなっているが、先ほど永幡委員の指摘も含めて、この評価項目に適合するようなことはないのか。

事業者 どの項目が該当するかについていろいろ検討したが、ここに将来住まわれる方の自動車交通による影響については、供用による影響の「資材・製品・人等の運搬・輸送」として把握することで考えており、それぞれ「大気質」、「騒音」「振動」「自然との触れ合い」及び「温室効果ガス」の項目を選定している。

山本委員 今まで、人が住むことによって引き起こされる環境影響、例えば交通体系が変わるなどの要因により増えることが想定される二酸化炭素やその他の温室効果ガスみたいなものも含めて、全体的な把握をしなくてはいけないと

事業者

指摘してきた。しかしながら、なかなかそれは難しいと今まで項目選定されなかったのだが、そのような見地でこの「自動車・鉄道等の走行」として項目選定を考えていただくことは可能なのか。

山本委員

ご指摘に対する適切な回答になつてないかもしれないが、例えば、将来に泉中央からこの地域まで地下鉄が延伸されるような計画が明らかになってる場合には、「自動車・鉄道等の走行」に係る項目を選定すべきと考えるが、現状そのような計画はなく、「自動車・鉄道等の走行」は対象にならないと考える。無論、ご指摘の内容については、選定した項目の中でできる限りでの把握はして参りたいと考えている。

事業者

少なくとも、皆さんのお持ちになる自家用車だけではなくて、公共のバス路線が出てくる可能性も当然あるので、その点も考慮いただきたい。

山本委員

バス等の公共交通を含めてということか。

そうだ。それが供用による影響として出てくるのではないだろうかと。これは十分考えられることである。従来の非常に限定されたところでの環境影響評価では、なかなかそれが見えてこないというのがこれまでの問題点だったと考えている。少し環境影響評価の枠を超えた話をしているが如何か。

持田会長

先ほどの永幡委員のご意見と繰り返しになるが、泉パークタウンに住宅地が増設されれば、最寄り駅である泉中央の交通量が増加するのは当たり前の話だ。仙台市がここに住宅地をつくることを認めている限りは、それはしようがない話だ。良いとか悪いという話ではなく、どれくらい環境負荷が増えるかについて、今いろいろ手元に持っているデータを活用する等して一度予測・評価して頂きたい。その結果、泉中央は混みますよという結果が出れば仙台市が考えれば良い話だ。

また、先ほど土砂災害の話に戻るが、今、建築学会でも気候変動による災害防止が話題となっており、特別調査委員会が設置され、検討が進められている。これからおそらく基準もどんどん変わっていくので、現状の基準を満足したから大丈夫だと思っても、工事が終わった頃には基準が変わって基準を満足していないような事態が起こる可能性もある。今後、地球温暖化が進めば、西日本だけでなく、仙台でも集中豪雨が増える可能性が非常に高いと考えられる。そのため、集中豪雨に伴う土砂災害対策というのは慎重に考えるべきだ。安全を重視してコンクリート固めにすると、景観面等に問題が生じるので非常に難しいところなのだが、お考えいただきたいと思う。

他に意見はないか。

永幡委員

騒音について2点およびその他1点。

方法書4-13ページで、重機の稼動による建設作業騒音として時間率騒音レベル $L_5$ を予測するとしている。このことは問題ないが、ASJモデルで

	<p>予測計算するのであれば、これに合わせて等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）についても算出頂きたい。<math>L_5</math>は突発的に大きな音がどれくらいかという話であり、法令で定める規制基準を絶対に守らなければいけない。一方、周りに住んでいる人への環境コミュニケーションのツールとしては、大体騒音がどれくらいになるかという等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）の方も重要であり、こちらも必ず算出して頂きたい。</p> <p>2点目として、時間率騒音レベル<math>L_5</math>については、A特性と思われる所以、<math>L_{A5}</math>に修正してもらいたい。</p> <p>3点目として、方法書3－2－7 3ページに仙台市の景観形成に関する取り組みが記載されており、本計画地が位置する郊外住宅地ゾーンでは良好な住宅地の景観形成を図る等の景観形成の方針が示されているが、この第6住区はどのように販売する予定か。更地のまま売って、購入者が注文住宅等で自由に住宅を建てられるようになるのか。</p>
事業者	現状は未定だが、従前の販売方法としては、建売住宅として販売する場合、あるいは、土地を更地のまま販売し、お客様が注文住宅で建物を建てる場合、一戸建ての一般的な事業の両方で販売してきた。
永幡委員	良好な住宅地の景観を形成する上では、建売住宅として販売すればある程度の統一感が図られるため、余り問題はないかも知れないが、購入者が自由に建てて良いという話になると随分変わってくる。その辺はどのようにお考えなのか。
事業者	泉パークタウンでは地区計画を取り入れまちづくりのルールが定められている。この地区計画が遵守されるべく、土地を販売する際にはきっちり説明してきた。例えば、建物の壁の位置であるとか、擁壁の形状、植栽の付け方といったものをお客様にお売りする売買契約の重要事項説明を行う際に、事前にきちんと説明してきた。それをまた、第6住区においても継続して参りたいと考えている。
永幡委員	今ご説明いただいたことを、環境影響評価図書にきちんと記載しておいた方が良いと思う。仙台市としての景観への施策を業者がきちんと配慮遵守していることを、ぜひアピールしてほしいと思う。
事業者	もう一点、意見をつけ加えたいのだが、建売とかで売るにしても、1年で計画地内の全区画に家が建つのか。例えば、騒音では、供用後1年あたりで、状態が安定した時期で予測をするというような記載があったように記憶している。例えば、半分しか家がなければ、車の台数というのは結局半分に減る。そうすると、環境の影響としては小さく出てしまう。本当に予測するのであれば、やはり全区画に家が建った状況で予測するべきではないか。
事業者	ご指摘のとおり、全区画完売して家がたった状態で予測する。1年で全区

	画で家が建つとは考えておらず、安全側にたって予測したい。 ほかに意見はないか。
持田会長	
遠藤委員	動物の調査方法について質問がある。方法書4-30ページで調査時期と回数が書いてあるが、1回の調査で何日ぐらい調査するのか。
事業者	3日間程度である。
遠藤委員	もう1点。方法書3-1-111ページに平成12年調査結果が示されている。このうち、哺乳類に「写真撮影調査及びバットディテクターによるコウモリ類の調査では確認種はなかった」との記載はある。その上には、中にニホンリスやタヌキが生息している旨の記載があるのに、写真撮影は映らなかったということだ。自動撮影装置というのは設置場所によって映ったり全く映らなかったりと結果に違いが出てくる。前回と同じような調査方法をしてしまうと、今回も同じように何も映らないという結果になってしまふかもしれない、考慮した方が良いのではないか。
	コウモリについても、計画地の隣に川があり、川に虫があるので、コウモリがいる可能性は非常に高い。それにもかかわらず、全くコウモリが確認できなかつたという話である。
事業者	平成12年のときの評価の方法等を改めて確認する。
遠藤委員	撮影装置の数を増やすというような工夫をしていただきたい。
事業者	次に、供用後に動物に全く影響がないということはあり得ないと思う。人が住むようになれば、人を避けるように、ここから哺乳類等が逃避していく可能性があるし、特に計画地は緑の回廊の一部になっているようなので、そういうところで、供用後の影響があると思う。
遠藤委員	方法書4-3ページに示すとおり、環境影響評価項目については、改変によって宅地ができた存在による影響として選定している。
事業者	動物は存在する建物を余り怖がらなくても、人の動きに影響する。さらに、最近問題になっているクマやサルが供用後の住宅地に出現したときのことを考えるべきなのではないかと思う。
遠藤委員	町ができるだけではなくて、その町に人が住んでいることによる影響もあるのではないかということか。
事業者	はい。緑の回廊というのは、動物の移動ルートになっているので、先ほど言ったクマの出没について真剣に想定して考えるべきかと思う。森と宅地の境界があいまいになってきたことで、クマと遭遇することが多くなったと言われている。不意に被害を与えられる可能性もあるので、計画の中でその点も考慮したほうが良いのではないかと思う。
持田会長	クマについては、東北大学でも今問題となっているが、計画でどう考慮するのか。

遠藤委員	緩衝地帯を設けるといった方法が考えられる。
事業者	物理的にフェンス等を立てることについても考えられる。クマの力がどれほどなのかという問題もあるが、この地域ではイノシシの被害が大きいということで、既にこの土地の周辺住民を主体にイノシシ用フェンスが設置されている実績はある。
遠藤委員	貴重な生き物だけではなくて、加害者になりそうな生き物も調査した方が良いと思う。 あと、もう1点。方法書3-1-102並びに106ページによると、計画地は、平成22年度仙台市自然環境報告に関する基礎調査業務委託報告書の中での保全上重要な植物の生育地に含まれており、当該地は、里地・里山植生が良好な状態で保全されているとされている。供用後に、例えば住民による周囲の林内への侵入、山菜等の利用によりこの森林環境の悪化の可能性があるため、供用後においてもこの良好な環境が保全されるよう事業者に配慮いただきたい。
持田会長	今の指摘について、事業者に配慮していただくようお願いしたい。 他に意見はないか。
松木委員	方法書1-9ページの土地利用計画について質問がある。今回、平成12年時の計画を変更して、真ん中の尾根を残す計画としたということだが、なぜこの部分を残したのかという根拠について教えていただきたい。例えば、3-1-100ページの平成12年時の注目すべき植物種の確認位置図を重ね合わせると、造成するという沢部の方が貴重な植物種が見られる。そのため、尾根部より、沢部を残した方が植生への配慮になるのではないか。土砂災害の観点は知識がないのでわからないのだが、沢を残すと土砂災害が起きやすくなってしまうのか。
事業者	幾つか理由はある。1つは、事業と自然との調和というのが根底にある。もう1つは、造成工事は切土と盛土があり、切土量と盛土量のバランスをある程度とっていくということも意識している。例えば、切土が超過すると、その土砂を場外に搬出をすることになり、工事車両の走行に伴う環境負荷が生じるため、切土量と盛土量のバランスをとるという考え方がある。もちろん植生に対する配慮については、ご指摘の沢部の方が貴重な植物種が分布していることは承知しているが、山を切った土を沢に盛るので、沢を残すことになれば、その土を埋める場所がなくなり、場外に土砂を搬出する必要が生じる。そのため、今回はこの尾根部分を残地して、切土・盛土のバランスをとるという考えに立っている。
松木委員	トータルで考えて尾根部を残したことか。
事業者	そのとおりだ。土砂の場外搬出が一切ないということではないが、極力切

	土量と盛土量のバランスをとるように計画している。
松木委員	場外搬出の土砂が出てしまう観点での環境負荷と、もともとそこにある貴重な植物を保存するという観点と、両方のバランスを考えていく必要があるて、前者を優先されたと理解するが如何か。
事業者	補足すると、1-8ページに示す平成12年時の土地利用計画では、全面造成することとしていたが、この計画では、宅盤の高さを調整することによって、なるべく平面的に、土量バランスをゼロにするというものであった。今回は、それに加えて尾根部分を残すということで1-9ページに示す土地利用計画になっているとご理解いただければと思う。
松木委員	先ほどのご説明では、沢の部分は公園にされるということだが、なるべく自然を残したような形になるのか、あるいは、人の手が入った形になるのか。
事業者	公園の詳細の設計はこれからだが、盛土をするため、自然をそのまま残したような形は難しい。その中でも、緑豊かな空間はつくっていきたいと考えている。
松木委員	流域の機能という面で考えれば、尾根もあれば沢もあるという形で残せれば一番理想的であり、もちろん土量バランスも大事だが、そういう観点で残す部分を考えていただけだと思う。
溝田委員	松木委員と同じ意見になると思うが、土地利用計画図と植生図を重ね合わせて、どこが造成されてしまう土地なのかを気にしながら見てきた。3-1-105ページの植生図を見ると、本計画地は、さまざまなタイプの林があったり、水辺環境があったりして、豊かな里山だと思う。だから、オオタカなどの猛禽類が営巣していると想像される。昆虫について言えば、方法書3-1-118ページに示されているとおり、注目すべき種として宮城県レッドリストの絶滅危惧類に該当する種が6種類確認されており、そのうち5種類がトンボで、1種類がタガメであり、全て水生昆虫である。そのようなタガメとかトンボの仲間が暮らしている可能性の一番高いところというのは、3-1-105ページの植生図で言えば、左上のBのハンノキ林やFの湿生植物群落、それからMのため池であり、こうした環境は、水生植物並びに昆虫にとって一番守るべき環境ではないかなと思う。レッドデータブック等にリストアップされている昆虫類というのは、ほとんどが里山の昆虫である。このような貴重な里山が、開発されてつぶされるのはもったいないことなのだが、せめてこのような水辺環境だけは何らかの形で守っていけるような計画にして頂きたいと思う。
事業者	先ほども申し上げた理由で、ご指摘の沢部を残すというのが計画上難しいが、一方で、水生生物などは、ため池等への移植等の検討をしていく必要があると考えている。

小森委員	供用後に関し、現在スマートシティとか、スマートコミュニティなど新しい概念が生まれているが、供用後の温室効果ガスに係る環境影響評価について、どこまで想定して試算をするのか。先ほどは建売での販売か、注文住宅での販売かという話の中で、一定の景観上のルールの遵守をお願いするという話もあったが、温室効果ガスに関し、何かスマートコミュニティ的な要素を導入するとか、方法書の段階なので、これから事業計画を立てていくので、どういった工夫ができるのかお考えを伺いたい。
事業者	ご指摘の件については、10数年後に当たり前になることだと思っているので、我々も事業者としていろいろ勉強、検討をしている。その中で、例えば、HEMSについては、これからはハウスメーカー各社が標準装備とするようなものだと思う。また、まだ先の話かもしれないが、いわゆる水素自動車の話のように、根本的に今の化石燃料中心の社会が変わっていくことも見据えて事業を考えしていく必要がある。ただ、我々も今勉強段階であり、かつ技術のほうも日進月歩で変化しているので、環境アセスの中で何か具体的な約束はできないという現状である。
小森委員	私たちは、事業者がどういった技術を標準として予測を行っているか、準備書段階で明らかになればと期待している。事業者の方で最新鋭の技術を導入すると言っても、顧客が嫌だと言う場合もある。逆に、事業者が本気でスマートコミュニティをつくるのであれば、HEMSを入れて全体として環境負荷を一層下げることも可能となる。この辺の考え方を準備書段階では明らかになることを期待している。
持田会長	他に意見はないか。
安井委員	先ほど話があった沢部の盛土に関し、切り盛り土量のバランスだけが理由であれば、宅盤を何センチか上げて沢を残すという選択はやはりないのか。それは売れる面積とか、全体の経済的なことも考えてのことだろうと思うが、せっかく尾根部を残すというようなことを決断されたのであれば、先刻2人の委員からの意見についての検討はできないのか。
事業者	正直申し上げると、難しいところである。ご指摘の沢部を残してしまうと、その分、宅盤を上げていかなければいけない。宅盤を上げると、その分宅地の面積が狭くなってしまう。そうすると、その周辺からの道路の取り付け勾配等にも影響が出てくる。我々も1-9ページに示した土地利用計画図を今回方法書の中でご提示するまでの過程で様々な検証を行っており、どうしても1-9ページの形にならざるをえない。
持田会長	事業者の方で1-8ページに示す平成12年時の土地利用計画から、自然を残すというコンセプトで土地利用計画を見直し、尾根の大部分をそのまま残して自然を取り込んだ計画へと変更頂いたことは間違いないと思う。尾根

	<p>部分を残したら生態系関係、植物・動物関係の委員の方から評価していただけるかと思ったら、むしろ沢を埋めることがけしからんということになって、少々気の毒だなと思って聞いていた。ただ、複数の委員から、データに基づいた沢の重要性に関するご指摘があったので、もし見直せるところがあったら見直していただきたい。</p> <p>また、先ほど小森委員も指摘したが、この計画は自然の山を開発するのだから当然環境に影響がでる。その代替となるプラスの価値ということで、次の未来を先導するスマートシティなど何か新しい価値を示すものがあれば、バランスがとれるのではないかと考える。地区計画のような、何らかの縛りを組み込むことはできないか。</p>
事業者	<p>地区計画の中では設備にまで言及することは難しいと思う。</p> <p>一方、例えば、ソーラーを載せましょうとか、雨水を利用する貯蔵タンクを庭に置きましょうといった呼びかけをこれまで様々な地域でやってきた。顧客にそれを強制するのは難しいが、我々の販売のセールスポイントとしては対応を検討してまいりたい。ただし、先ほど申し上げたとおり、環境影響評価の中でその辺をある程度先取りして数字として示すのは、今のところは難しいと思われる。</p>
持田会長	<p>今日ご欠席の山田委員からもご意見をいただいているので、事務局に紹介をお願いしたい。</p>
事務局	<p>山田委員からメールでご意見を3点いただきましたので、読み上げさせていただく。</p> <p>まず、1点目は、方法書1－10ページに雨水排水計画が記載されているが、生活汚水の排水計画ないしは処理計画について示してもらいたい。</p> <p>2点目は、3－1－43ページである。同ページに「c. 平成26年現地調査」とあるが、この部分を含めて、上から6行目の、「環境基準との比較では」と始まっている文章の内容が、表3－1－59～61のどの結果をもつて説明しているかが不明である。また、溶存酸素が環境基準値より超過しているとあるが、そのことに支障はないはずだというご意見をいただいた。</p> <p>3点目は、4－3ページの環境影響評価項目の選定についてである。</p> <p>「水環境」の中の「水質」の「水の濁り」については、工事による影響の「切土・盛土・掘削等」だけでなく、「工事に伴う排水」も選定項目と考える。</p> <p>同じく「水環境」の中の「水質」の「その他(pH)」を工事による影響の配慮項目としているが、それであれば富栄養化も選定した方が良い。その理由としては、山林伐採による窒素分の流出などが考えられる。</p> <p>同じく「水環境」の中の「水質」の「水の汚れ」について、供用による影響の「人の居住・利用」が配慮項目とされてもよいと考える。下水道整備が</p>

	予定されているのであれば、居住者に対して未接続を防止するための働きかけが重要と考える。
持田会長	それでは、まず1-10ページで、生活汚水の排水計画ないしは処理計画については加筆していただけるのか。
事業者	生活排水については、この区域は仙塩流域下水道の区域になっているので、そちらの下水道に接続をして処理する計画となっている。その旨加筆する。
持田会長	それから、2点目の3-1-43ページに関する記載がよくわからない点、また、溶存酸素が環境基準を超過していても問題ないだろうという指摘については如何か。
事業者	この点については、表のほうで環境基準を超過するものに網かけをする等で対応したい。
	溶存酸素量については、環境基準値が7.5以上となっているが、3-1-44ページの表3-1-61のNo.4と6が7.5を下回っている。これを「超過」というのは誤解されるかもしれない「満足していない」という表現に修正する。
持田会長	それから、4-3ページで、「工事による影響の「工事に伴う排水」についても「水の濁り」が選定項目に入るはずだという指摘については如何か。また、富栄養化を配慮項目とした方が良いという指摘についてはどうか。
事業者	工事に伴う「水の濁り」の影響要因を、「切土・盛土・掘削等」とするか、「工事に伴う排水」とするかで検討し、主に盛土工事により濁水が発生するという観点から「切土・盛土・掘削等」を選定した。
	「富栄養化」については、検討させていただいて次回の審査会の際に回答を差し上げたいと思う。
持田会長	供用の影響について、「水の汚れ」を配慮項目とすべきであるという意見についてはどうか。
事業者	こちらは、先ほど申し上げた生活排水を仙塩流域下水道に接続するということで選定していない。なお、工事の際に、汚水用の宅内枠をつくって、既に下水道に接続しておく。居住者には、建物を建てる際にその枠に接続するよう呼びかける。
持田会長	承知した。そういうことでよろしくお願いしたい。
山本委員	温室効果ガスに関しては、排出量の多い項目だけでなく、樹木伐採に伴う排出量や、温暖化係数の低い他の温室効果ガスの排出量も全て含め、この事業を実施することにより温室効果ガスがどれだけ排出されたのかが分かるような形にしていただきたい。
持田会長	よろしいか。
	それでは、追加のご質問・ご意見などがあれば、後ほど事務局に提出をお

事務局

願いしたい。

次回は、本日のご意見、追加のご意見並びに質問について、対応方針を示していただき、さらに審議を重ねたいと思う。

【次第4 事務連絡】

- ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見  
2月10日（火）夕方5時まで
- ・次回審査会 3月20日（金）13:30~  
予定案件 （仮称）泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書（第2回）

事務局

【次第5 その他】

- ・平成27年2月8日で審査会委員退任となる溝田委員、安井委員及び山本委員よりご挨拶

事務局

【次第6 閉会】

《審査会終了》

平成27年4月24日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

溝田 火



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

小森 敏



